

平成 22 年 6 月 25 日

各 位

会 社 名 ケイエス冷凍食品株式会社
代表者名 代表取締役社長 永田 憲一
(コード：2881、名証第 2 部)
問合せ先
取締役常務執行役員管理本部長 丸本 敏明
電話番号 06-4805-7207

定款の一部変更及び全部取得条項付種類株式の取得に関する
承認決議に関するお知らせ

当社は、平成22年5月25日付「定款の一部変更及び全部取得条項付種類株式の取得に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、本日、当社定款の一部変更及び当該変更によって全部取得条項が付加された当社普通株式（以下「全部取得条項付種類株式」といいます。）の全部の取得について、定時株主総会（以下「定時株主総会」といいます。）及び普通株主様による種類株主総会（以下「種類株主総会」といいます。）に付議しましたところ、いずれも承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

これにより、当社普通株式は、株式会社名古屋証券取引所の上場廃止基準に該当することになりますので、当社普通株式は、平成22年6月25日から平成22年7月25日までの間、整理銘柄に指定（売買最終日は平成22年7月23日）された後、平成22年7月26日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を株式会社名古屋証券取引所第二部において取引することはできません。

記

I. 当社定款の一部変更

1. 種類株式発行会社となるための定款一部変更の件（定款一部変更(1)）

本件は、定時株主総会において原案どおり承認可決されました。当該定款一部変更は、定時株主総会の承認可決をもって既に効力が生じています。

(下線を付した部分は変更箇所)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 4,800,000 株とする。	(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 4,800,000 株とし、このうち普通株式の発行可能種類株式総数は 4,799,000 株、A 種種類株式の発行

	<p>可能種類株式総数は <u>1,000 株</u>とする。</p> <p><u>(A 種種類株式)</u></p> <p><u>第 5 条の 2</u> 当社の残余財産を分配するときは、<u>A 種種類株式を有する株主</u> (以下「<u>A 種株主</u>」という。) または <u>A 種種類株式の登録株式質権者</u> (以下「<u>A 種登録株式質権者</u>」という。) に対し、普通株式を有する株主 (以下「<u>普通株主</u>」という。) または普通株式の登録株式質権者 (以下「<u>普通登録株式質権者</u>」という。) に先立ち、<u>A 種種類株式 1 株につき、1 円</u> (以下「<u>A 種残余財産分配額</u>」という。) を支払う。<u>A 種株主</u> または <u>A 種登録株式質権者</u> に対して <u>A 種残余財産分配額の金額が分配された後、普通株主</u> または <u>普通登録株式質権者</u> に対して残余財産の分配をする場合には、<u>A 種株主</u> または <u>A 種登録株式質権者</u> は、<u>A 種種類株式 1 株当たり、普通株式 1 株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p>
(新 設)	<p><u>(種類株主総会)</u></p> <p><u>第 16 条の 2</u> <u>第 14 条、第 15 条および第 17 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>②第 16 条 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p><u>③第 16 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>

2. 既発行株式を全部取得条項付種類株式とする定款一部変更の件（定款一部変更(2)）

本件は、定時株主総会及び種類株主総会において原案どおり承認可決されました。当該承認可決により、当該定款変更は、平成22年7月29日に効力が生じます。

（下線を付した部分は変更箇所）

定款一部変更(1)による変更後の定款	変更後定款
(新 設)	<u>(全部取得条項)</u> <u>第5条の3 当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当該取得を行う場合には、当社は、普通株式の取得と引換えに、新たに発行するA種種類株式を普通株式1株につき0.00003782株の割合をもって交付する。</u>

3. 定款一部変更の件（定款一部変更(3)）

本件は、定時株主総会において原案どおり承認可決されました。当該定款一部変更は、後述の全部取得条項付種類株式の取得の効力が生じることを条件として、定時株主総会の承認可決の時点で効力が生じます。

（下線を付した部分は変更箇所）

定款一部変更(2)による変更後の定款	変更後定款
<u>(基準日)</u> <u>第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u> <u>②前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする</u>	(削 除)

<p><u>ことができる。</u></p>	
<p>第 <u>13</u> 条～第 <u>16</u> 条 （条文省略）</p> <p>（種類株主総会）</p> <p>第 <u>16</u> 条の 2 第 <u>14</u> 条、第 <u>15</u> 条および第 <u>17</u> 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>②第 <u>16</u> 条 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>③第 <u>16</u> 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p>	<p>第 <u>12</u> 条～第 <u>15</u> 条 （条文省略）</p> <p>（種類株主総会）</p> <p>第 <u>15</u> 条の 2 第 <u>13</u> 条、第 <u>14</u> 条および第 <u>16</u> 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>②第 <u>15</u> 条 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>③第 <u>15</u> 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>以下、各条項を 1 条ずつ繰り上げる。</p>

II. 全部取得条項付種類株式の取得の決定の件

本件は、定時株主総会において原案どおり承認可決されました。当全部取得条項付種類株式の取得の効力は、定款一部変更(2)の効力が生じることを条件として、平成22年7月29日に効力が生じます。

これをもって、当社は、平成22年7月29日（以下「取得日」といいます。）、その前日である平成22年7月28日（予定。以下「基準日」といいます。）の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主様の有する全部取得条項付種類株式の全て（自己株式を除きます。）を取得し当該取得と引換えに、全部取得条項付種類株式1株に対し0.00003782株の割合をもってA種種類株式を交付することといたしました。

これにより、テーブルマーク株式会社（以下「テーブルマーク」といいます。）以外の各株主様に対して取得対価として交付される当社A種種類株式は1株未満の端数となる予定であり、下記の処理がなされることにより最終的には現金が交付されることとなります。

当社は、全部取得条項付種類株式にかかる株主様に交付されることとなる1株未満の端数の合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のA種種類株式について、会社法第234条第2項に基づく裁判所の許可を得た上で、テーブルマークに対して売却することを予定しております。この場合の当社A種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、各株主様が保有する当社普通株式1株につき金1,560円（テーブルマークが当社普通株式に対して公開買付けを行った際における買付価格）の割合で計算した金額に相当する金銭

を各株主様に交付できるような価格に設定することを予定しております。

Ⅲ. 本定款一部変更等の日程の概要

- | | |
|------------|---|
| 平成22年6月25日 | 定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会
定款一部変更(1)の効力発生日
定款一部変更(3)の効力発生日 (予定) |
| 平成22年6月25日 | 整理銘柄への指定 (予定) |
| 平成22年6月28日 | 定款変更に関する通知公告 (予定) |
| 平成22年6月28日 | 全部取得条項付種類株式の取得に関する基準日設定に関する通知公告
(予定) |
| 平成22年7月23日 | 当社普通株式の最終売買日 (予定) |
| 平成22年7月26日 | 当社普通株式の上場廃止日 (予定) |
| 平成22年7月28日 | 全部取得の為の基準日 (予定) |
| 平成22年7月29日 | 定款一部変更(2)の効力発生日 (予定)
当社による全部取得条項付種類株式の取得の効力発生日 (予定) |

以上